

『横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例』を制定します

本市では「横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年条例第 16 号）」に基づき、市営自転車駐車場の整備や放置自転車の移動作業等を行ってきました。これにより、放置自転車台数は年々減少しており、駅周辺の環境は大きく改善されてきています。

しかし、駅周辺に限らず、一部の集客施設周辺では、依然として施設利用者による放置自転車が発生している状況があります。施設への来訪者が利用する自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）は、施設側で整備すべきですが、本市では一部を除き、集客施設に駐輪場の設置を求める制度がありません。

また共同住宅についても、一部を除き駐輪場を設置する制度がなく、マンション等の周辺に自転車が放置されている実態があります。

そこで、市民の生活環境の保全及び都市機能の維持を図り、良好な都市環境の形成に資するため、駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅等を新築又は増築する際に、駐輪場の附置を義務付ける条例を制定します。

～条例案の概要～

指 定 区 域	市街化区域		
対象となる 集客施設の用途等	施設の用途	施設の規模	駐輪場の設置の基準
	小売店舗、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店、劇場、病院・診療所、銀行、郵便局、官公署等	施設面積が 400 m ² 以上のもの	施設面積 20 m ² ごとに 1 台
	遊技場、学習施設	施設面積が 300 m ² 以上のもの	施設面積 15 m ² ごとに 1 台
	スポーツ施設	施設面積が 500 m ² 以上のもの	施設面積 25 m ² ごとに 1 台
※施設を新築又は増築する際に対象となります。			
駐輪場の設置場所	敷地内又は敷地からおおむね 50 メートル以内の場所		
大規模施設の 緩和規定	<p>【施設面積が 1,000 m²を超え 5,000 m²までの部分】 ⇒ 駐輪台数を 1 / 5 に緩和</p> <p>【施設面積が 5,000 m²を超える部分】 ⇒ 算定しない ※施設の用途により若干異なります。</p>		

<p>特定商業地域における大規模施設の緩和規定</p>	<p>【特定商業地域（容積率 600%以上の商業地域）】 1,000 m²を超える部分について、駐輪台数を 3 / 4 に緩和</p>											
<p>対象となる共同住宅等の規模等</p>	<table border="1" data-bbox="395 331 1444 577"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設の規模</th> <th>駐輪場の設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同住宅 (ファミリー)</td> <td rowspan="2">住戸の総数が 10 戸以上のもの</td> <td>住戸 1 戸ごとに 1 台</td> </tr> <tr> <td>共同住宅 (ワンルーム)</td> <td>住戸 1 戸ごとに 0.5 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設を新築又は増築する際に対象となります。</p>	施設の種類	施設の規模	駐輪場の設置の基準	共同住宅 (ファミリー)	住戸の総数が 10 戸以上のもの	住戸 1 戸ごとに 1 台	共同住宅 (ワンルーム)	住戸 1 戸ごとに 0.5 台			
施設の種類	施設の規模	駐輪場の設置の基準										
共同住宅 (ファミリー)	住戸の総数が 10 戸以上のもの	住戸 1 戸ごとに 1 台										
共同住宅 (ワンルーム)		住戸 1 戸ごとに 0.5 台										
<p>条例の適用がない施設</p>	<p>既存施設や小規模施設は駐輪場の設置を努力義務とします。</p>											
<p>罰 則</p>	<table border="1" data-bbox="467 857 1248 1395"> <thead> <tr> <th>罰則の対象</th> <th>罰金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>命令違反</td> <td>50 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>報告・資料提出をしない</td> <td rowspan="3">20 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>虚偽の報告・資料提出</td> </tr> <tr> <td>検査拒否・忌避</td> </tr> <tr> <td>駐輪場設置の届出をしない</td> <td rowspan="2">10 万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>虚偽の駐輪場設置の届出</td> </tr> </tbody> </table>	罰則の対象	罰金額	命令違反	50 万円以下の罰金	報告・資料提出をしない	20 万円以下の罰金	虚偽の報告・資料提出	検査拒否・忌避	駐輪場設置の届出をしない	10 万円以下の罰金	虚偽の駐輪場設置の届出
罰則の対象	罰金額											
命令違反	50 万円以下の罰金											
報告・資料提出をしない	20 万円以下の罰金											
虚偽の報告・資料提出												
検査拒否・忌避												
駐輪場設置の届出をしない	10 万円以下の罰金											
虚偽の駐輪場設置の届出												
<p>経過措置</p>	<p>条例施行日から起算して一定期間内に建築確認申請または計画通知を行い、かつ、一定期間内に工事に着手した場合は、駐輪場の設置を義務付けません。</p>											

～今後の予定～

時 期	内 容
平成 30 年 2 月	市会第一回定例会に議案提出
平成 30 年 4 月	条例施行（予定）
平成 31 年 3 月末	経過措置の適用条件である建築確認申請等の期限（予定）